

# 不良債権の処理とその影響について

平成 13 年 6 月 28 日

バランスシート調整の影響等に関する検討プロジェクト

内閣府政策統括官（経済財政 - 景気判断・政策分析担当）

本書についての問い合わせは、  
内閣府 政策統括官（経済財政 - 景気判断・政策分析担当）付  
景気判断・政策分析総括担当あてご連絡ください。

電話番号 03 - 3581 - 0767

## エグゼクティブ・サマリー

わが国経済の長期の停滞は、いわゆる「バブル」期に金融機関が積極的に行った一部の企業や産業向け貸出債権がバブル崩壊によって大量に不良化し、産業構造の調整の遅れと金融仲介システムの機能不全をもたらしたことを背景としている。政府は、本年4月の緊急経済対策の中で、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題を一体的に解決することを宣言し、不良債権の抜本的な最終処理の必要性を明確にした<sup>1</sup>。

構造改革を断行すると宣言した小泉政権は、不良債権の最終処理を強力に進める一方で、そのデフレ効果を最小限に抑えつつ雇用問題へ適切に対処し、その政策遂行に対する市場の信認と国民の信任を同時に勝ち取らなければならない。そのためには、不良債権の最終処理に伴うマクロ的な波及効果の把握を併せて行うことが必要となる。金融機関の不良債権処理を含むバランスシート調整は、わが国経済の再生に向けた重要な構造改革のひとつであるが、その一方で、その最終処理は企業倒産や失業の増加などさまざまなデフレ効果が懸念されるからである。

本プロジェクトでは、主要行の破綻懸念先以下債権（既存分）の最終処理によって、どの程度の失業者等が出ることになるかについて推計を行った。推計によれば、主要行の破綻懸念先以下債権（既存分）を2年以内に最終処理することによって職を変えなければならない人は39万人から60万人、失業することとなる人は13万人から19万人となる。

ただし、本推計は、業種別の情報や、過去の破綻企業の財務データを使うなど、現時点で利用可能な情報を最大限使ったものではあるが、同時に、推計の限界についても十分留意しなくてはならない。すなわち、不良債権の新規発生分を考慮していないこと、マクロ的波及効果を勘案していないこと、過去の実績に依存した推計になっていることなどである。さらに、不良債権の最終処理を進める上で、そのデフレ効果を最小限に抑えつつ雇用問題への適切な対処を行う必要があり、それによって雇用への影響が変わることも考慮しなければならない。

---

<sup>1</sup> 先日（6月26日）閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）においては、不良債権問題の抜本的解決を経済再生の第一歩として捉え、必要な追加的措置を講じることとしている。

また、今後、不良債権の最終処理を進めるにあたっては、以下のいくつかの点が留意されなければならない。

第一は、不良債権の発生に関する認識である。「不良債権がある」こと自体が問題ではない。リスクのある貸出では、不良債権はかならず生じる。問題は、金融機関において「適切なリスク管理」がなされてきたかどうかである。産業構造の変化に対して、わが国金融機関のリスク管理の対応に遅れがあったことは否定できない。また、わが国の企業や産業全体が不良債権化しているわけでもない。建設業、不動産業、流通業、サービス業といった一部産業の、さらに一部企業が傷んでいるのである。市場による規律づけや調整が有効に機能していれば、ミクロ的にはそのような企業は淘汰され、マクロ的にはそのような産業は調整されていたはずである。そして、金融仲介システムは機能不全を起こすことなく、資金供給を通じて、低生産性部門から高生産性部門への産業構造の調整を推進する役割を發揮していたはずである。不良債権の新規発生が長期にわたって続いているということは、金融機関のリスク管理と市場規律のゆるみを示唆している面もあると考えられる。

第二に、不良債権の処理は、経済変動とともに次々と生じる動的な問題として捉えられなければならない。この場合、問題の所在は、金融機関のリスク管理をめぐる3つの問題、すなわち、産業構造の変化に対する金融機関のリスク管理の対応の遅れ、金融機関におけるコーポレート・ガバナンス（企業統治）意識の希薄さ、損失リスクを認識する上で不十分な不動産価格情報、に要約される。

産業構造が大きく変化する時期には、新しい事業やプロジェクトが成功する一方で、古い事業やプロジェクトはその収益基盤を失う可能性が高くなるなど、これまでの債務者単位のリスク評価では十分に実態を把握できない可能性が高い。したがって、現状の企業に対する融資を中心とした形態から、次第に事業やプロジェクトごとの収益性に着目した融資形態への転換が必要となる。

また、多額の新規不良債権が継続的に発生するという状況は、既存の「マニュアル」というお墨付きに依存して、護送船団時代の横並び意識が金融機関のリスク管理面でもいまだに存続していることを窺わせる。こうした金融機関の姿勢に見られるコーポレート・ガバナンス意識の希薄さが、市場の信頼を著しく損ねていることを考慮すれば、今後、金融機関は、独自の不良債権の最終処理に向けた基本的な経営方針をより明確に打ち出すとともに、それを裏づける情報開示を行う必要性があろう。

さらに、不良債権問題が、バブル崩壊後の不動産価格の大幅な下落によって引き起こさ

れた面があることを認識するならば、金融機関は、金融検査マニュアル以上に不動産担保評価を厳しく見直す必要があるとともに、担保不動産処理に伴う損失リスクを金融機関が適切に管理できるよう、政府においても取引価格情報の整備を急ぐべきである。

第三に、現在のような相対型金融のガバナンスの機能不全の状態から、市場型金融に基づくガバナンスへの移行の過渡期にあっては、政府は、マーケット・エンハンサー（市場機能を高める主体）として、一時的に、不良債権の最終処理のみならず、より広く産業構造の調整をも視野に入れて金融・構造調整全般の問題を検討の上、過渡期のプランを設計するとともに、適切かつ機動的な運営を行う必要がある。このような政府機能は、関係部門の動員と総合的な調整・運営機能を持つ体制を整備し、同時に、現実と結びつく調査・研究分野の強化を追加的に必要とするであろう。

バブル崩壊後、企業を、産業を、経済を立て直そうと様々な努力がなされてきたが、その努力は、現状を固定して現状の中で頑張る「後ろ向きの努力」になってしまっていたのではないだろうか。いま必要なのは、現状固定の「後ろ向きの努力」から、成長期待を高めつつ、構造改革によって現状を変えていく「前向きの努力」へと転換することである。政府の政策は、この「前向きの努力」を後押しし、市場の信認と国民の信任を同時に勝ち取るものでなければならない。

以 上

## Study Project on the Potential Influence of Balance-Sheet Adjustments

### Executive summary<sup>1</sup>

One of the underlying causes of Japan's prolonged economic stagnation is the non-performing or bad loan problem. Some of the loans made to companies and industries by financial institutions during the bubble era became non-performing when the bubble burst. This has delayed structural reform and prevented the financial intermediary system from functioning properly. In its Emergency Economic Package of April 2001, the Japanese government declared that it would resolve both the non-performing bank loan problem and the excess borrower debt problem at the same time. It also emphasized the need to eliminate bad loans completely.<sup>2</sup>

Having stated that it will resolutely carry out structural reform, it still remains for the Koizumi Cabinet to win the confidence of the market and the trust of the nation as it implements its policies. Moreover, in taking this drastic step to eliminate bad loans, the Cabinet must consider the impact of such a step on the macroeconomic level, because the balance sheet adjustment could have a series of deflationary effects, such as increasing the number of bankruptcies and the level of unemployment.

This Study Project estimates the level of unemployment that could result if bad loans – defined currently as loans that major banks have made to firms that have already gone bankrupt or are in danger of going bankrupt – are eliminated from their balance sheets. It concludes that between 390 and 600 thousand employees may lose their present jobs, and that between 130 and 190 thousand may be left unemployed if these loans are written off within the next two years.

This estimate was calculated based on all currently available information, including industry specifics and the financial data of firms that have already gone bankrupt, but it should be noted that new bad loans are not included; macro knock-on effects are not considered; and the estimate is highly dependent on past statistics. In addition, the Cabinet may take measures to minimize the deflationary effect of bad loan disposal by reducing its impact on employment.

In addition, the following issues must be noted with regard to writing off bad loans:

- **Risk management skills:** The existence of bad loans is not a problem in itself as bad loans are inevitable when banks provide firms with credit. The main issue here is whether Japanese financial institutions have practiced adequate risk management. It cannot be denied that banks have been slow to develop adequate risk management policies. Not all loans to Japanese

---

<sup>1</sup> Note: This is a translation of a Japanese-language document and as such may not accurately reflect the contents of the original.

<sup>2</sup> In addition, a Major Policy Direction, *Structural Reform of the Japanese Economy: Basic Policies for Macroeconomic Management*, which was approved by the cabinet on June 26, 2001, considers the final resolution of bad loans to be the first step toward revitalizing the Japanese economy and proposes adopting additional measures as necessary.

industries or companies have become non-performing; only some companies in certain industries, notably construction, real estate, retail and service, are seriously in debt. If the market mechanisms already in place had functioned effectively, those companies would have been eliminated at the microeconomic level and the industrial structure would have changed at the macroeconomic level. Thus, the financial intermediary system would have accelerated the changes in industry structure by transferring money from low productivity to high productivity sectors. The fact that loans continue to go bad today seems to indicate that financial institutions practice insufficient risk management and that their market discipline is weak.

➤ Dynamism: The elimination of bad loans should be seen as a dynamic issue that changes with the economy. Thus, the problems of the current Japanese financial system fall into three main areas:

1) Japanese financial institutions have not adjusted their risk management policies to match industry structure changes.

When an industry structure changes drastically, opportunities open up for new businesses and projects while old formats can risk losing their profit bases. Under these circumstances, conventional risk evaluation, i.e., dealing with borrowers on an individual basis, is not likely to identify the real risks. It may be necessary, therefore, to change the current lending system that centers on company loans to a system that bases lending decisions on the profitability of individual business units and projects.

2) Corporate governance is weak.

Loans continue to go bad, and this would suggest that in the area of risk management Japanese financial institutions, which rely on official “Financial Inspection Manuals” issued by the Financial Services Agency (FSA), still follow the “me-too strategy” that was prevalent in the convoy system era. In the past, weak corporate governance has caused the market to distrust financial institutions. To rebuild market confidence, banks must demonstrate their total commitment to the elimination of bad loans in their management statements and disclose information accordingly.

3) Information on real estate prices, which is needed to evaluate the financial risks involved in lending when real estate is used as collateral, is insufficient.

As the bad loan problem was in part caused by the sharp decline in land prices resulting from the bursting of the bubble economy, financial institutions should reexamine their evaluation scheme for real estate collateral and try to evaluate it even more rigorously than prescribed by the FSA manuals. Also, the government must facilitate the appropriate disclosure of information on real estate transaction

prices, so that financial institutions can address the risks that may arise from the sale of real estate used as collateral.

- Government as a market enhancer: The government should enhance the market when the financial system is moving from bilateral to market-based finance. Not only should it deal with the final resolution of bad loans, but after examining the overall financial and structural adjustment implications, it should also develop a transition program and implement it appropriately and responsibly. The government's role as a market enhancer requires it to create a system that will mobilize the related branches of government, and reinforce research.

Following the collapse of the bubble economy, many stakeholders, including banks, corporations, and the government, made efforts to reconstruct companies, industries and the economy as a whole. It could be argued, however, that these efforts were “backward-looking” and did nothing to remedy the current situation. What is needed now is to push forward and implement change through structural reform while enhancing growth prospects. Government policy should support “forward-looking” initiatives and win back both market confidence and the nation's trust.

\* \* \*

(Chairman)

Kiyohiko G. Nishimura Professor Faculty of Economics, University of Tokyo

(Member)

Kazuhito Ikee Professor Faculty of Economics , Keio University

Yukiko Ohara Dresdner Kleinwort Wasserstein  
Managing Director , Senior Analyst-Banks  
Global Equities Tokyo Research Department

Takao Kashitani Certified public accountant , Kashitani C.P.A Office

Yuko Kawamoto McKinsey & Company , Inc. Japan  
Senior Expert Financial Institutions Group

Yuji Genda Professor Faculty of Economics , Gakushuin University

Makoto Saito Professor Faculty of Economics , Hitotsubashi University

Sui Qing-yuan Assistant Professor  
Faculty of Economics & Business Administration  
Yokohama City University

Yoshio Higuchi Professor Faculty of Business & Commerce, Keio University

Mitsuhiro Fukao Professor Faculty of Business & Commerce, Keio University



## バランスシート調整の影響等に関する検討プロジェクト

(座長)

西村 清彦 東京大学大学院経済学研究科教授

(委員：五十音順)

池尾和人 慶応義塾大学経済学部教授

小原由紀子 ドレスナー・クライノート・ワッサースタイン証券会社  
グローバル・エクイティーズ東京 調査部  
マネージング・ディレクター、シニア・アナリスト

榎谷隆夫 榎谷公認会計士事務所 公認会計士・税理士

川本裕子 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン  
シニア・エキスパート

玄田有史 学習院大学経済学部経済学科教授

齋藤 誠 一橋大学大学院経済学研究科教授

随 清遠 横浜市立大学商学部経済学科助教授

樋口美雄 慶応義塾大学商学部教授

深尾光洋 慶応義塾大学商学部教授

## 目 次

1 . 信頼回復のための2つのターゲット：市場の信認と国民の信任.....	1
2 . 不良債権の現状と問題の所在.....	4
( 1 ) 不良債権の現状.....	4
( 2 ) 問題の所在.....	5
・ 産業構造の変化と金融機関のリスク管理の対応の遅れ.....	6
・ 金融機関におけるコーポレート・ガバナンス意識の希薄.....	8
・ 不十分な不動産価格情報.....	9
3 . 不良債権の最終処理の雇用へのインパクト.....	10
4 . 「市場の規律」と「市場の調整」の強化に向けて： マーケット・エンハンサー（市場機能を高める主体）としての政府.....	12
5 . おわりに：今後の課題.....	14

## 参 考

「主要行の破綻懸念先以下債権（既存分）の最終処理による失業増等の推計」

# 不良債権の処理とその影響について<sup>1</sup>

## 1. 信頼回復のための2つのターゲット：市場の信認と国民の信任

わが国の経済は「失われた10年」と呼ばれるほどに長期にわたって停滞してきた。その背景には、産業構造の調整の遅れと、本来それを促進すべき金融仲介システムの機能不全がある。いわゆる「バブル」期においては、金融機関の積極的な貸出を背景に、一部の企業や産業を中心に不動産や株式に対する投機的な投資が行われた。バブル崩壊後、地価や株価の暴落は企業の有する資産価値を引下げ、景気の低迷は企業収益の悪化をもたらした。これらストックとフローの両面での悪化は、莫大な有利子負債を抱える一部の企業の返済能力を著しく低下させて深刻な過剰債務問題をもたらし、同時に、金融機関に不良債権問題を発生させた。

本来、不良債権を抱えた金融機関は、自らの健全経営を維持するために、既存債権の劣化を認識した段階で貸倒引当金を計上し、その後、速やかにその正常債権化を図るか、早期に最終処理<sup>2</sup>を図るかの対応を行うべきであった。しかし、実際に金融機関が採ってきた方法は、最終処理も行ってきたものの、従来からの会計基準のもとで、保有株式の含み益を実現して貸倒引当金に充当する間接処理という措置にとどまった面もある<sup>3</sup>。このよう

---

<sup>1</sup> 本報告書は、内閣府政策統括官（経済財政 - 景気判断・政策分析）が主宰する研究会である「バランスシート調整の影響等に関する検討プロジェクト」（座長 西村清彦東京大学教授）における議論をもとに取りまとめたものである。検討段階において、熊谷勝行帝国データバンク情報部長、木村文勝三菱総合研究所産業政策研究部長、望月正芳朝日監査法人代表社員、神藤浩明日本政策投資銀行総務部企画室調査役の各氏から協力をいただいた。記して感謝する。なお、本報告書は、同プロジェクトにおける意見をとりまとめたものであり、内閣府の公式見解ではないことを注記しておく。

<sup>2</sup> 最終処理とは、金融機関の貸借対照表から不良債権を落とすことを指す。その類型としては、法的整理（会社更生法、民事再生法に基づく）、私的整理（債権放棄等を含む）、債権売却、がある。ただし、不良債権を一気に最終処理することは不可能である。というのは、金融機関が貸出債権を不良債権として認識した場合、まず貸倒引当金を計上し、その不良債権の内容を精査することによって正常債権化が可能か、最終処理すべきかを判断・決定することになるからである。ここには、時間的なラグが生じることは否めない。

<sup>3</sup> 金融機関は、平成4年度以降、全国銀行ベースで68兆円の不良債権処理を行い、うち最終処理については直接償却等29兆円と貸倒引当金取崩しを含め、約50兆円行ってきたと推測される。ただし、金融機関は、平成10年3月及び平成11年3月の公的資本増強を機に多額

な金融機関の行動パターンは、景気後退期を持ちこたえることによって、不良債権の正常債権化が可能になるという期待に強く依存した経営に基づいたものといえる。

そして、このために迅速な事業再構築が先送りされたことが、産業構造の調整を遅らせ、結果的に景気回復の重しとなってきたことは否めない<sup>4</sup>。また、金融機関が、的確な状況認識のもとに最終処理につながる措置を断行できなかったことが、その収益性の低下や追加処理リスクを生じさせ、不良債権問題の長期化と深刻化を招いたといえる。その結果、金融機関は、その本来の金融仲介機能、すなわち、豊富な家計貯蓄を預貯金として受入れ、効率的な生産機会をもつ企業に貸し出すという重要な機能を十分に果たせず、生産性の低い非効率な企業や産業を温存することとなった。したがって、不良債権問題に対する金融機関の対応は、バブル崩壊後の日本経済に必要な構造調整を著しく遅らせる要因として働いたと考えられるのである。

政府は、本年4月の緊急経済対策の中で、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題を一体的に解決することを宣言し、不良債権の抜本的な最終処理につながる措置を打ち出した。具体的には、主要行を対象として、平成13年度より、新規の不良債権は原則として3営業年度以内、既存の不良債権は原則として2営業年度内に、最終処理につながる措置を講じるとともに、要注意先債権等についても正常債権化を図るよう促すこととなった<sup>5</sup>。緊急経済対策では、地域金融機関等の不良債権の処理について明示してはいないが、貸出先が主要行と共通である場合、主要行の最終処理に伴って地域金融機関にも対応が迫られることとなろう。また、ペイオフの解禁が近づくにつれ、市場からの圧力が高まり、地域金融機関を含めて、最終処理の一層の進展が求められると考えられる。

ただし、不良債権の最終処理にあたって、企業の法的・私的整理が適切な措置なしに行

---

の不良債権処理を行ったが、このときの処理は貸倒引当金の計上を中心としたもので、最終処理にまで至らないケースがみられた。

<sup>4</sup> 過剰債務企業の迅速な事業再構築が先送りされた背景には、企業自体の未熟なガバナンス意識があり、先送りの原因すべてを金融機関に求めるのは正しくない。しかし、金融機関の貸出チャネルを通じたガバナンスが十分機能し得なかった点については言及されなくてはならない。

<sup>5</sup> 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」6月26日閣議決定)においては、このような取組みは、その進展を国民が見守り市場が評価する中で、金融機関の自主的な判断で進められ、そのことが実効性を持つためには、不良債権の厳格な把握とその情報開示、不良債権処理の進捗に関する十分な情報開示等、が必要との認識が記されている。

われると、当該企業の将来性ある事業や取引企業までが過剰債務の処理に引きずられる形で消滅しかねない。そのため、緊急経済対策では、企業の整理・再建の円滑化を図る上で、私的整理のガイドラインの作成や、DIP ファイナンス<sup>6</sup> およびデット・エクイティ・スワップ<sup>7</sup> の活用等といった制度面での充実を宣言している。

不良債権の迅速な処理は、わが国金融システムに対する市場の信認を回復する上で不可欠な要件である。構造改革を断行すると宣言した小泉政権は、不良債権の最終処理を強力に進める一方、そのデフレ効果を最小限に抑えつつ雇用問題へ適切に対処し、その政策遂行に対する市場の信認と国民の信任を同時に勝ち取らなければならない。そのためには、不良債権の最終処理に伴うマクロ的な波及効果の把握が必要となろう。たとえば、企業が再建可能な場合でも、雇用されている労働者のかなりの部分に影響が及び、職を変えなければならないケースが経過的に発生する可能性がある。したがって、最悪の事態を想定しつつ、転職、特に産業構造の変化を前提とした労働力の移動を可能にするきめ細かい政策をさらに充実させる上でも、影響を受ける労働者がどの程度の規模となるか、どの業種に深刻な問題が発生するか、等についての的確な把握が必要になる<sup>8</sup>。

本プロジェクトは、5月29日以来、計5回の会合を開催し、「不良債権問題の実態把握」と、雇用問題の量的把握を目的とした「不良債権の最終処理のインパクト分析」の2点を中心に集中的に検討を行った。以下、第2節では不良債権の現状と問題の本質を検討し、第3節で不良債権の最終処理がもたらす雇用問題の量的把握を行う。第4節で不良債権処

---

<sup>6</sup> DIPとは、Debtor In Possessionの略語であり、DIPファイナンスとは、再建計画策定中の企業に対する融資を指し、民事再生法や会社更生法においては、再生債権や一般更生債権に優越する共益債権として取り扱われている。先の緊急経済対策においては、民間・公的金融機関がこのような融資を積極的に行うことによって、企業の再建が図られるとともに、不良債権の最終処理が促進されることが期待されることから、円滑な実施に向けた措置が盛り込まれている。

<sup>7</sup> デット・エクイティ・スワップとは、債務の株式化のことであり、先の緊急経済対策においては、民間金融機関にこれを活用した不良債権の最終処理を促すことによって、金融機関の経営の健全性確保、新規産業に対する円滑な資金供給等、経済の構造改革を図り、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決を図ることとしている。

<sup>8</sup> 経済財政諮問会議では、本年3月に「サービス部門における雇用拡大を戦略とする経済の活性化に関する専門調査会」(会長 牛尾治朗同諮問会議議員)を設置し、5月に緊急報告書を提出した。本報告書は、第3次産業の比重がまだ小さいわが国ではサービス産業の雇用拡大が期待されるとし、労働資源の再配分を促す方策についてきめ細かく指摘している。また、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」では、不良債権の最終処理によって転職することが求められる雇用者に対する施策が記されている。

理問題で果たすべき政府の役割と課題を論じ、最後に今回の報告書ではふれることのできなかった今後の課題について述べる。

## 2. 不良債権の現状と問題の所在

### (1) 不良債権の現状

主要16行の平成12年度決算では、同年度上期末時点で存在した破綻懸念先以下の債権、すなわち破産更生等債権・危険債権残高12.7兆円に対して、下期には4.4兆円の最終処理が進んだ。その内訳は、破産・特別清算といった清算型処理が1割弱、民事再生法適用等による再建型処理が2割弱、債権売却が2割弱、残りが債権放棄等に基づく債務者分類の変更によって正常債権化したものである。しかし、破産更生等債権・危険債権の下期末残高は11.7兆円と小幅な減少にとどまった。これは、下期に新たに3.4兆円の巨額の新規破産更生等債権・危険債権が生じたためである。さらに、要管理債権残高は、上期末残高の4.6兆円に対して下期末残高は6.4兆円となった。また、地銀・第二地銀を含めた全国銀行ベース<sup>9</sup>については、不良債権の処理額は平成4年度以降の累計で約72兆円に達する。これに対して、破産更生等・危険・要管理債権は、平成10年度以降、ほぼ高原状態を保持しており、平成12年度下期末残高は33.6兆円となっている。

銀行業界や政府関係者<sup>10</sup>が再三にわたって不良債権処理が峠を越えたと言明したにも拘わらず、また、不良債権について每期巨額の処理してきたにも拘わらず、新規に不良債権が発生する状況が続き、不良債権の残高は目立った減少を見せていない。このことは、わが国の不良債権問題の深刻さを象徴している。

そもそも、リスクのある貸出では不良債権がかならず生じる。したがって、リスクテイクを本質とする金融業務においては、「不良債権がある」ことが問題なのではなく、金融機関において「適切なリスク管理」がなされているかどうかの問題なのである。不良債権の

---

<sup>9</sup> 地銀・第二地銀の平成12年度の計数は地方銀行協会、第二地方銀行協会の集計値を使用。

<sup>10</sup> 『12年度経済白書』の中でも、不良債権が「大手行に関してはほぼ峠を越えた」と指摘している。122頁参照。

最終処理を進める一方で、その処理額と同じかそれ以上の巨額の不良債権の新規発生が続くという状況は、そもそも金融機関が適切なリスク管理や、正確な不良債権の把握、さらに必要な情報開示を行っていないのではないかと、との疑念を市場に生じさせている。このような現状を、銀行業界、金融監督当局のみならず、政府全体として重大に受けとめる必要がある<sup>11</sup>。

現状においては、確定された不良債権（既存分）の最終処理をただ加速するだけでは明らかに不十分である。というのは、不良債権問題は、一時点の静的問題ではなく、経済活動が変動する中で次々と生じる動的な問題として捉えられなければならないからである。すなわち、各金融機関においては、現在、不良債権がどれだけあり、それをどう処理するかという現状対応だけではなく、将来の経済、産業、企業の動向を踏まえ、今後不良債権がどれだけ発生する可能性があり、それにどう対処すべきかという、明確な経営的スタンスをもつことが重要となる。他方、政府においては、不良債権問題の本質を的確に把握し、実現可能な選択肢を踏まえ、金融機関各々に適切な対応を促すための方策を含め、その対応についてさらに検討を深めなければならない。

## （２）問題の所在

不良債権の処理を経済変動の中で次々と生じる動的な問題として捉えると、問題の所在は、金融機関のリスク管理をめぐる３つの問題、すなわち、第一に産業構造の変化に対する金融機関のリスク管理の対応の遅れ、第二に金融機関におけるコーポレート・ガバナンス

---

<sup>11</sup> このような観点から、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」では、不良債権問題の抜本的解決を経済再生の第一歩として捉え、緊急経済対策の実行に加え、以下の措置を講じることとしている。すなわち、新規不良債権の発生メカニズムと担保となる土地の価格動向の正確な把握、不良債権の債務者企業による財務状況の適正な情報開示と、不良債権の最終処理を目指してそれに適合した銀行による適正な債務者区分、引当て及び適切なリスク管理を促進する等を行うこと、不良債権比率、与信費用比率といった新たな指標等も参考に、不良債権の新規発生の状況を含む不良債権問題全体の改善状況についての確かな把握に努めること、RCC（整理回収機構）の機能を抜本的に拡充し、その上で、目標期間である２～３年以内に主要行が最終処理を行うことが困難な不良債権については、RCCに譲渡等を行うよう要請すること、転職が求められる雇用者については、新規分野における雇用機会の創出（試算によれば、新規分野を含むサービス分野においては、５年間で５３０万人が期待）や労働移動の増加に対応する制度改革によって就業機会を拡大すること、個人の株式投資にかかる環境整備を行うなど証券市場の活性化を図るとともに、金融市場システムの構造改革という観点から銀行の株式保有リスクを適切に規制すること、である。

ス意識の希薄、第三に損失リスクを管理する上で不十分な不動産価格情報、に要約できる。

#### 産業構造の変化と金融機関のリスク管理の対応の遅れ

企業は様々な事業を展開し、様々なプロジェクトを行っている。概念的には、企業に対する貸出全体はこのような各業務・プロジェクトごとの債権のポートフォリオであり、企業に対する格付けも個々のプロジェクトに対する総合評価と考えることができる<sup>12</sup>。

プロジェクト・ファイナンスや、資産流動化、ノンリコース・ローン<sup>13</sup> など、金融手法の多様化が進んでいる米国と比べて、わが国では企業信用に基づいた融資が中心であり、会計上の処理も、債権ごとではなく、債務者ごとに行われている。それを反映して、現行の金融検査マニュアルでは、金融機関における自己査定で債務者区分を採用し、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先と 5 分類し、各分類債権をさらに回収の可能性によって 4 分類している。

現行のシステムで金融機関のリスク管理が問題となるのは、以下のようなケースである。いま、単純化して、5 つの 10 億円プロジェクトを 1 つの金融機関からの借入れによってファイナンスしている会社があり、そのうち 2 つのプロジェクトが失敗し、収益を生まなくなったとする。この時点で、この金融機関が債権ごとに自己査定を実施していれば、20 億円の不良債権が認識される。これに対して、債務者ごとの自己査定の場合、5 分の 3 の債権が優良だとすると、この会社への貸出債権は正常先か、たかだか要注意先に分類されるだけであろう。したがって、不良債権の存在は市場では認識されない。ところが、次の期に、残り 3 つのプロジェクトも失敗したとする。すると、債権ごとの自己査定の場合は、前期の 20 億円から 50 億円へと 30 億円増加するのに対して、債務者ごとの自己査定の場合は、前期の 0 円から 50 億円へと一挙に 50 億円増大することになる。

この例<sup>14</sup> が示唆するように、債務者ごとの自己査定に基づく現行システムでは、特に大

---

<sup>12</sup> 企業に対する債権が不良化するという事は、個々の業務・プロジェクトが失敗して収益を生まなくなる結果、その束である企業全体に対する債権が不良化するという事である。

<sup>13</sup> ノンリコース・ローンとは、借り手は担保物件を貸し手に引き渡した時点ですべての債務から解放される求償権なしローンであり、欧米諸国では不動産担保権の設定された銀行ローンにはこの形態がみられる。日本では、ほとんどの不動産担保ローンがリコース・ローンであり、貸し手側が担保権を行使した後でも、担保物件の処分価格が返済すべき元利合計に満たなければ、貸し手は借り手に対してその差額の求償権をもつ。

<sup>14</sup> この例は、直観的な理解を促すために現実を単純化し、事業プロジェクトごとに完全分離



口融資先を含む場合、個々の債権が不良化する過程の情報が開示されないため、開示されたときに突然多額の不良債権処理額が公表されるということが起こり得る。このような不良債権処理額の非連続的な増大が、市場参加者に金融機関のリスク管理能力に対して疑念を抱かせる一因になっている。

また、産業構造が大きく変化する時期には、新しい事業やプロジェクトが成功する一方で、古い事業やプロジェクトはその収益基盤を失う可能性が高くなるなど、これまでの債務者単位のリスク評価では十分に実態を把握できない可能性が高い。したがって、わが国においても、今後、新たに事業やプロジェクトごとの収益性に着目した融資形態を普及させることは重要である。また、事業再構築とそれに伴う不良債権の最終処理を円滑に進めるという観点からも、事後的であれ、企業に対する融資をプロジェクト等の単位にブレイクダウンする意味がある。あらかじめ契約等により債権者と債務者間のリスク負担が明確に定められるプロジェクト・ファイナンスやノンリコース・ローンの活用は、各金融機関の事前の審査能力を強化するとともに、将来、不良債権が新たに発生した場合、早期かつ円滑な企業の再建と不良債権の最終処理を容易にすることが期待されるからである。

しかし、現状の融資形態から、プロジェクト・ファイナンスやノンリコース・ローンへの転換には多くのコストと時間を要するとともに、企業側の管理会計や情報開示体制の整備が必要であり、債権ごとに細分化した情報開示を金融機関に一律に求めることもきわめて困難であろう。したがって、市場の規律をより機能させるためには、最低限、金融機関自らが適正なリスク管理を行うとともに、市場評価を勝ち取る上で必要な情報を正確に開示し、かつ、債権区分に関しても説明を行うことが必要となる<sup>15</sup>。金融行政にとっては、このためのインセンティブ・システムをいかに構築できるかが課題となる。

---

会計が行われ、かつ、企業内でのやりとりがないことを前提としている。

<sup>15</sup> 金融機関は、当然、その債権管理をする際に、上述した事業やプロジェクトに立脚したリスク管理、あるいは、それに準じたリスク管理を行っているはずである。しかし、借り手企業の信用をベースとする融資形態が主流のわが国において、個々の金融機関におけるプロジェクトごとの内部格付情報を比較可能な形で開示するには大きな困難が伴うと考えられる。というのは、個別金融機関の内部格付区分の階級自体が金融機関ごとに異なることに加え、評価手法自体が各金融機関のノウハウに基づくからである。仮に、プロジェクトごとに細分化して管理を行い、それを金融機関同士で規格化して開示することが可能であっても、それに伴うコストを比較考量するときわめて困難な問題といえるであろう。しかしながら、そうした詳細なデータに基づいて、不良債権区分の自らの方針やガイドラインを明らかにし、不良債権処理状況をよりの確に示す金融機関は、国際的にも国内的にも市場から高い評価を受けることになると思われる。

## 金融機関におけるコーポレート・ガバナンス意識の希薄

平成 11 年 7 月、当時の金融監督庁（現金融庁）による金融検査マニュアルの作成・公表は、金融監督の透明性を高めるという意味で画期的であった。さらに、緊急経済対策や時価会計の導入等といった経営環境の変化と併行して、現在、金融検査マニュアルの改訂がパブリック・コメントを経て進められている。しかしながら、他方で「マニュアル化の弊害」といえる現象を指摘する声も聞かれる<sup>16</sup>。不良債権問題は、一時点における静的問題ではなく、新規不良債権の発生をどのように防ぎ、仮に生じた場合にはどのように対処すべきか、という動的対応に対する経営的スタンスを各行に問うものである。そこでは、金融機関のリスク管理が的確になされているかどうか問題となる。

金融検査マニュアルは、債務者区分、引当基準等について、法令や会計基準に基づく財務会計の観点から最低限の規準を明らかにしているにすぎない。そして、その運用においては、規準は紛れのない明確さが必要となるため、過去の実績をもとに引当等が行われてきた。したがって、金融検査マニュアルからみて問題がないということは、財務会計上、問題がないというにすぎない。

他方、リスク管理及び管理会計上の観点からは、金融検査マニュアルにかかわらず、将来を見通した経営の観点からみて適切な管理が行われることが望ましい。特に、現在は景気が悪化しつつあり、先行きについても懸念されるなど、不確実性が高まる状況下にある。したがって、金融機関は、信用リスクの管理を行うに際して、数年先の経済情勢や融資先企業が属する産業の収益環境等も含め、当該事業の将来性を十分に考慮した上で、当該融資先企業や担保不動産の実態に即した対応を行う必要がある。

多額の新規不良債権が継続的に発生するという状況は、「マニュアル」というお墨付きに依存して、護送船団時代の横並び意識が金融機関のリスク管理面でもいまだに存続していることを窺わせる。こうした金融機関の姿勢に見られるコーポレート・ガバナンス意識の希薄さが、市場の信頼を著しく損ねている。今後、独自の不良債権の最終処理に向けた基

---

<sup>16</sup> 金融検査マニュアルは、財務会計の観点から最低限の水準を規定しているにすぎず、リスク管理を含む金融機関が情報開示を行う基準としてはかならずしも十分な内容ではない。金融機関の情報開示が、この「最低限」の水準に横並びとなる傾向があるとすれば、金融機関の一部には「マニュアルに即して対処してさえいれば問題はない」と考えているのではないかと、という疑念が生まれるのは当然であろう。

本的な経営方針をより明確に打ち出すとともに、それを裏づける情報開示を行うことに対して消極的な金融機関は、市場によって淘汰されていくことになる。

#### 不十分な不動産価格情報

バブル崩壊後、大幅な不動産価格の下落による担保不動産価値の急減が、債権回収を困難にして不良債権を増大させた面がある<sup>17</sup>。実際、不良債権の多くはバブル期に積極的な不動産投資を行った建設、流通、不動産、ホテル・ゴルフ場等のサービス業に集中している。金融検査マニュアルに従えば、土地担保評価額は、公示地価、基準地価、路線価等の公的評価に掛け目を乗じて算出される。掛け目は通常 70%が基準だが、実績によって下方修正される場合がある<sup>18</sup>。いずれにせよ、鑑定評価がきわめて重要な役割を果たしている。

しかしながら、過去の実績を見る限り、公的な鑑定評価と実際の正常な（つまり、売り急ぎも買い急ぎもない）市場取引価格との乖離は無視できないほど大きくなっている。第一に、過去の取引事例に主として依存する公的な鑑定評価は、特に不良債権の担保になっていることが多い商業地において、住宅地と比べてその精度が大きく落ちることに注意する必要がある。しかも、実際の取引価格の動きと比較すると、公的な鑑定評価は明らかにラグがあり、地価が下落している場合は実勢地価を過大に評価する傾向がある<sup>19</sup>。

第二に、公的評価は、売り急ぎも買い急ぎもない正常な取引状況での取引価格を推計したものであり、不良債権処理にあたって担保不動産を処分する場合、相当な値下げを覚悟しなければならない。再建型はともかく、清算型の処理の場合、70%という掛け目は不良債権処理の現実と合っていない<sup>20</sup>。そもそも 70%という数字は、特別の根拠はなく、過去

---

<sup>17</sup> 担保不動産を売却して回収できるならば、貸付先の企業の収益が連続赤字の状態であったとしても、その貸出債権は不良債権ではない。ただし、産業構造上から見れば、そうした連続赤字企業が存在するのは資源配分上問題があることになるが、ここではその点は考慮しない。

<sup>18</sup> 公的評価がない場合は不動産鑑定士の評価が算定基準となる。また、破綻懸念先の回収見込額を考える場合は、より精密を期すため、公的評価と同時に不動産鑑定士の評価も参考にされることがあろう。

<sup>19</sup> 最近では、たとえば東京都心で両者は平均 15%程度の乖離が見られる上、その乖離にばらつきが多くみられる。また、不良債権が多いといわれる都心の一部では、乖離が 25%を越える例も少なくない。

<sup>20</sup> 不良債権の処分を行う共同債権買取機構の公表データによれば、今年 3 月時点で、不良債権の回収率は元本の 30.2%にすぎない。この数字は不動産担保以外も含んでおり、かつ、共

の経験則であり、現在のような例外的な状況を想定していない。不良債権の処理に伴う損失リスクを管理すべき経営の観点からすれば、これは正当化される数字とはいえない<sup>21</sup>。

このように、担保不動産の評価と損失リスクについて、現在のシステムでは十分に把握・管理ができていない。それは、特に商業用不動産についてタイムリーで正確な取引価格情報が不足していること、公的評価には過大評価のバイアスがあるため、不動産担保評価が過大になっていること、担保掛け目が過去の正常な時期の経験則に基づいており、不動産市場の実勢に合っていないこと、から生じている。したがって、政府は、取引価格情報の整備を急ぐ必要がある<sup>22</sup>。他方、このような措置は一朝一夕に進展するものではないため、リスク管理にあたっては、金融機関は金融検査マニュアル以上に不動産担保評価を厳しく見直す必要がある。金融検査マニュアルは最低限の要求であり、本来正常な不動産市場を前提としたものにすぎないためである。

### 3. 不良債権の最終処理の雇用へのインパクト

緊急経済対策には、主要行の破綻懸念先以下債権（既存分）を2営業年度以内に最終処理することが盛り込まれている。わが国経済の再生に向けて、金融機関の不良債権処理を含むバランスシート調整は構造改革における重要な課題の一つであるが、一方で、不良債権の最終処理は、企業倒産や失業の増加など、様々なデフレ効果をもたらすと考えられる。

本プロジェクトでは、主要行の破綻懸念先以下債権（既存分）の最終処理によって、現在の制度を前提とすれば、どの程度の失業者等が出るかについて推計を行った（推計方法

---

同債権買取機構は回収困難な延滞債権を扱っている点を勘案したとしても、70%という掛け目は高すぎると考えられる。

<sup>21</sup> 取引事例に基づく担保評価の問題が明らかになると、将来キャッシュフローに基づく収益還元法を適用すべきであるという議論が登場する。しかし、実はこれも少数の例外を除き、わが国の不動産市場の現状では難しい。というのは、特に商業用不動産の賃貸料の決定においては、個々の不動産単位ではなく、事実上企業単位で行われており、個々の不動産の賃貸料を的確に把握するのはかなり難しいからである。しかも、商業用不動産の地域的収益構造が安定している米国等に比べ、わが国の場合、地域間の動的な重点の移動が大きいため、将来キャッシュフローの計算も難しい。

<sup>22</sup> 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」は、不良債権の最終処理を促す上で、担保となる土地の価格動向を正確に把握することが重要であると述べている。

の詳細は「参考」を参照)。具体的には、2000年度上期末の主要行における破綻懸念先以下の既存不良債権12.7兆円の最終処理が、企業の負債ベースでみた場合連鎖倒産を含めてどの程度のインパクトをもつかをまず推計した。その上で、整理された企業の負債総額と従業員数の比率などを用いて何人が離職することになるかを推計した。その際、企業が法的整理されるのか私的整理されるのかによって生じる差も考慮している。さらに、整理された企業の従業員のどれくらいが離職後に、再就職する、非労働力化する、失業する、かについて推計を行った<sup>23</sup>。

本推計の特徴は、業種別の負債特性や雇用特性を考慮し、企業整理の影響の把握においては実際の過去の倒産企業の財務データを使用するなど、現在入手可能なデータを最大限利用している点である。また、推計において、主要行が破綻懸念先以下債権に分類している企業に対する主要行以外の金融機関からの貸付金が最終処理されることや、実際に倒産した企業のみならず、私的整理(債権放棄)された企業についても考慮している。

推計によれば、主要行の破綻懸念先以下債権(既存分)を2年以内に最終処理することによって職を変えなければならなくなる人は39万人から60万人、失業することとなる人は13万人から19万人となる。

ただし、本推計の結果を見る上で、いくつかの点について留意する必要がある。第一に、主要行に絞ってその影響を推計したが、不良債権の最終処理は地域金融機関やその他の金融機関も迫られる可能性が高い。第二に、破綻懸念先以下債権の新規発生分の影響については推計の対象外としている。第三に、破綻懸念先以下債権の最終処理がもたらすデフレ効果がさらに実体経済を押し下げる波及効果については勘案していない。第四に、過去の実績に基づいた影響分析であり、過去と同じ形の調整が行われた場合の影響を明らかにしているにすぎない<sup>24</sup>。第五に、情報の制約から地域的なインパクトは推計していない。今後、構造調整に伴う雇用政策を考える際には、この地域性も勘案されなければならない<sup>25</sup>。

---

<sup>23</sup> 失業化率、非労働力化率、転職率は総務省の労働力調査特別調査のデータを用いている。

<sup>24</sup> 今後、構造調整が急速に進むにつれて、こうした過去の実績に基づく推計はその根拠を失っていく可能性がある。特に構造調整が今後進むと考えられる不動産業、建設業、流通業やサービス業の一部等で構造調整に伴う雇用政策を立案する場合には、こうした点を十分に考慮する必要がある。

<sup>25</sup> 特に都市と地方の間で、構造調整のインパクトが大きく異なる可能性がある。その場合、現状を与件として固定して考える施策ではなく、職場・労働者の双方の移動を可能し、それを支援するような施策が必要であろう。さらに、産業の構造調整が同時に労働者の再教育を

これらの留意点は、最終処理の影響の実態を把握する上で、明らかにデータの不足が制約要因となったことを示している。今後、データが整備されるならば、こうした様々な影響を推計することも可能となろう。不良債権問題のみならず、わが国の構造改革を進めるに当たり、政策効果の分析に資するデータ環境の整備は緊急の課題であるといえる。

また、不良債権処理が倒産を伴う場合には、職を失った人々は何ら準備もなく労働市場に放出されることになることを考える必要がある<sup>26</sup>。このような人々が再就職するまでに要する期間は、離職を予期できた労働者に比べて長くなるおそれがある。過去の経験は、不良債権の処理が先送りされれば、それだけ調整コストが累積的に増加することを示唆している。政府は「痛み」を覚悟の上、徹底した最終処理を促す必要があるが、他方で、その結果として発生する失業者については、失業コストの一部を負担する姿勢を明らかにする等、万全なセーフティネットを用意しておかなければならない<sup>27</sup>。

#### 4. 「市場の規律」と「市場の調整」の強化に向けて：

マーケット・エンハンサー（市場機能を高める主体）<sup>28</sup> としての政府

不良債権問題は、バブル崩壊後の日本経済が、戦後経済史上最大級の構造調整を必要と

---

必要としている事を考えれば、雇用に対する施策は、単に雇用を提供するというのではなく、労働者の人的資本を高め、雇用可能性を高めるものでなければならない。

<sup>26</sup> 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」においては、不良債権処理の雇用への影響を最小限に抑えるため、雇用対策法、雇用保険法、離転職者向け教育訓練、緊急雇用創出特別奨励金等の制度・施策を活用すること、離職後失業期間中の住宅ローン負担・教育費負担に対する支援、起業者に対する支援など、制度横断的な施策の拡充を行うこと、雇用情勢によっては、モラルハザードに留意しつつセーフティネットの一層の充実を図ること、等について記されている。

<sup>27</sup> 現在の雇用保険における最長給付期間を越えて失業する人々が生じるとすれば、一定期間、一般会計から失業給付を行うことも考えられる。その際、すべての失業者について給付期間を延長して失業給付を行ったのでは、職探しの意欲を失うといったモラルハザードが起こる可能性がある。これに対しては、延長失業給付の対象者は、能力開発に勤める者、NPO等のボランティア活動に参加する者、職業紹介機関で紹介された企業に応募する者に限定することも考えられる。

<sup>28</sup> market enhancing とは、市場機能に深みと広がりを持たせることを意味しており、market enhancer とは、そのような役割を担う主体を指す。

していることを示している。しかし、わが国の企業や産業の全体が、不良債権という癌細胞の蔓延によって傷んでいるわけではない。建設、不動産、流通、サービスといった一部の産業の、さらに一部の企業が特に傷んでいるのである。これらは、バブル期に金融機関借入によって業務を拡大しすぎて経営破綻した代表的な企業や産業であり、それは同時に、わが国の高度成長を可能としたとされるメインバンクによるガバナンス・システムの機能低下を示している。事実、これらの企業や産業では、そのファイナンス（資金調達）形態が金融機関との相対型金融に強く依存し、市場型金融への移行が遅れていたため、市場の投資家による規律づけや調整機能が働きにくい状況にあった。相対型金融のガバナンスの機能不全の状態から、市場型金融に基づくガバナンスへの移行は簡単に進むものではない。したがって、その過渡期の状況にどう対応すべきかという問題が生じる。

本来、市場には規律づけと調整の機能が備わっている。多くの生産要素を用いながら、それを長い間有効に利用できない企業経営者は、株主の信任を失い、新しい経営者と交代することを余儀なくされる。貸手は、利益を上げられず、利払いが長期に滞る企業に対して、法的整理か私的整理の方法で事業の再構築を図ろうとする。また、有効に利用されていない生産要素、特に労働者は、より有利な雇用機会を求めて他の企業・産業へと移動する。ところが、現在も、業績不良な企業や産業への新たな貸出が依然として事業再構築への展望なしに生じている可能性があり、不良債権を抱える金融機関や、過剰債務を抱える企業や産業に対して、市場の規律づけや調整機能が有効に働いているとはいえない。

市場による規律づけと調整が十分に機能していない状態を是正し、新たにコーポレート・ガバナンスを機能させる必要がある。そして、構造調整を推進するために、政府は、マーケット・エンハンサーとして、その過渡期の対応をどう設計し、調整すべきかが問われている。特に不良債権問題のように、市場規律の貫徹が大規模な構造調整をもたらす可能性の高い場合には、「過渡期の設計者としての政府」と同時に、「過渡期の運営者としての政府」という視点も重要である。金融再生委員会は、文字通り金融再生に総合的に取り組むことが期待され、本年1月にその事務が金融庁に引き継がれた。しかし、わが国が直面している問題を考えるならば、さらに高次の構造改革のミッションに向けて、できるだけ短い期間で市場を正常化するために、さらに集約的な政府機能が発揮される必要がある。

その意味では、政府は、一時的に、より広く産業構造の調整をも視野に入れて金融・構造調整全般の問題を検討の上、過渡期のプランを設計するとともに、適切かつ機動的な運

営を行う政府機能を強化する必要がある<sup>29</sup>。さらに、政府の関係部門の動員と総合的な調整・運営機能を持つ体制を整備し、同時に、現実結びつく調査・研究分野の強化が追加的に必要となろう。

不良債権問題の解決が長引く背景のひとつには、政府の諸施策が各省庁間で縦割りに陥りやすく、異なる目的で実施され、個々の政策が相互に矛盾する結果をもたらしている可能性が指摘できる。こうした政策間の調整を行い政策の優先順位を明確化し、目標に対して整合的な政策体系に転換することも、市場機能の強化を図るマーケット・エンハンサーとしての政府の重要な役割である。同時に、政府は、競争政策を主軸に据え、公正取引委員会や証券取引等監視委員会の体制を強化し、市場機能の充実を図ることも必要である。

また、政府部内において、情報を一元的に把握し、総合的に意思決定を行える体制を整備することが重要である。不良債権問題が長期間にわたって問題とされながら、必要な情報を集中・管理し、具体的かつ整合的な政策を検討するとともに、問題解決に向けた意思決定を行う体制が十分に機能してこなかったと考えられる<sup>30</sup>。適切な政策を立案するに際して、マクロ経済の現状に関する詳細な情報による分析と将来に対する的確な予測、ミクロレベルの企業や産業の情報による分析とそれに基づく業績見通しが不可欠であり、これらをもたずに構造調整のようなマクロ政策を立案・実行するのは、懐中電灯を持たずに街灯のない夜道を歩くことを強いられるようなものである。

## 5. おわりに：今後の課題

不良債権問題は、企業や産業にとどまるものではない。家計は全体としてみれば深刻な過剰債務問題に苦しんでいるわけではないが、一部の家計にはそうした問題も発生している。したがって、その実態把握と、この面で将来モラルハザードを引き起こさない適切な

---

<sup>29</sup> この過渡期の政府機能は、構造調整が進展し、市場の規律と調整機能が回復するに従ってフェードアウトして行かなければならない。

<sup>30</sup> 本プロジェクトにおける不良債権問題の実態把握と不良債権の最終処理のインパクト分析は、現在、内閣府において利用可能な情報を活用したものであるが、これらの分析に際し、各省庁からの不十分な情報入手で満足しなればならなかったことは明らかにしておくべきであろう。



措置を考える必要もあろう。しかし、より深刻と考えられるのは、公企業・公的部門の「隠れ不良債権・債務」である。この実態の的確な把握とその最終処理は今後大きな課題となっていくと考えられる。民間部門だけでなく、それ以上に公的部門における構造改革が必要なのは明らかであり、その早期の処理が緊急の課題であるが、その金融や雇用への影響はまだ実態把握にも遠い状態である。企業や産業だけでなく、家計や公企業・公的部門での不良債権・債務の最終処理なしには、「真の」最終処理は終わらない。

バブル崩壊後、企業を、産業を、経済を立て直そうと様々な努力がなされてきた。しかしながら、その努力は、現状を固定して現状の中で頑張る「後ろ向きの努力」になってしまっていたのではないだろうか。これからの経済社会が新しい融資形態やリスク管理のあり方を金融機関に強く要請していることを考えれば、不良債権処理で要求される複雑で高度な作業も、新たな融資形態への適応の重要な学習として位置付けることができるはずである。同時に、産業構造の転換は、単に既存の職場が喪失するのではなく、その上に新しい職場と新しい生活のスタイルが創造される過程なのである。いま必要なのは、現状固定の「後ろ向きの努力」から、成長期待を高めつつ、構造改革によって現状を変えていく「前向きの努力」へと転換することである。政府の政策は、この「前向きの努力」を整合的に、かつ、一元的に後押しするものでなければならない。

以 上

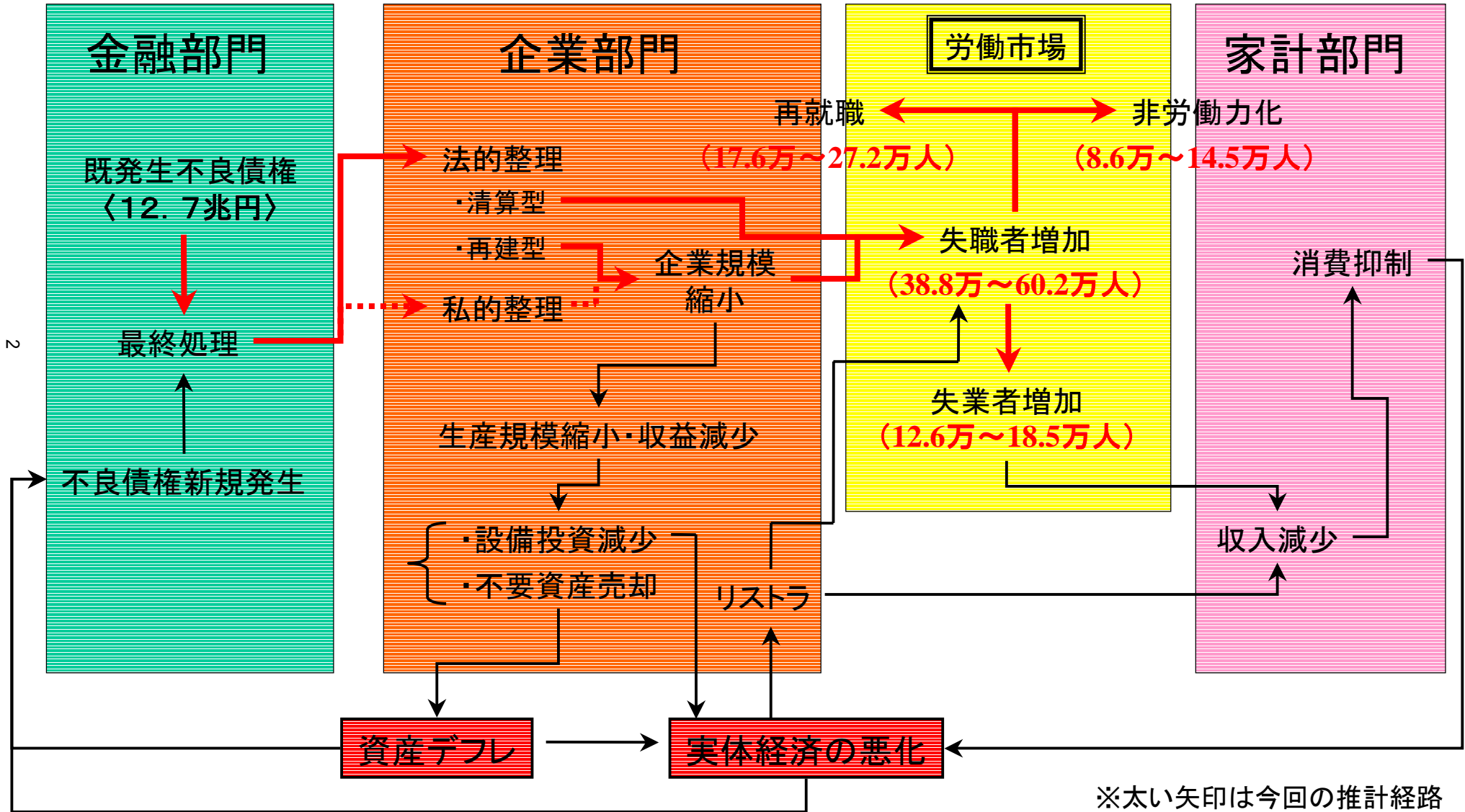
## **(参考) 主要行の破綻懸念先以下債権(既存分)の最終処理による失業増等の推計**

本年4月の緊急経済対策には、主要行の破綻懸念先以下債権(既存分)を2営業年度以内に最終処理することが盛り込まれている。わが国経済の再生に向けて、金融機関の不良債権処理を含むバランスシート調整は、構造改革における重要な課題の一つであるが、一方で、不良債権の最終処理は、企業倒産や失業の増加など、様々なデフレ・インパクトをもたらすと考えられる。

ここでは、主要行の破綻懸念先以下債権(既存分)12.7兆円(2000年9月末)の最終処理によってどの程度の失業者等が出るか、その直接的な影響を推計した。具体的には、上記債権に分類されている企業に対する主要行以外の金融機関からの貸出金が最終処理されることなども考慮(これにより金融機関借入全体の処理額は約2.8兆円となる)するとともに、極力、業種別の負債特性や雇用特性を反映させて推計した(ただし、破綻懸念先以下債権の新規発生分の影響を推計の対象としていない)。

推計結果は、主要行の破綻懸念先以下債権(既存分)を2営業年度以内に最終処理することによって職を変えなければならなくなる人は39万人から60万人、失業することとなる人は13万人から19万人となる。

# 不良債権最終処理に伴う影響の推計



※太い矢印は今回の推計経路  
カッコ内は今回の推計結果

< ケース別推計結果表 >

	採用データ					推計結果		
	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6	STEP 7			
ケースA 私的整理を考慮	負債額に占める金融機関借入比率	連鎖倒産の影響度	負債額1兆円当り倒産企業従業員数	倒産形態比率(再建型のウェイト)	失業化率	離職者数	非労化+失業者数	失業者数
試案 (95-00年度平均)*	70.0%	1.02倍	1.13万人	21.6%	28.9%	54.0万人	29.7万人	16.5万人
試案 (98-00年度平均)	74.7%	1.03倍	1.02万人	30.4%	29.4%	43.3万人	24.2万人	14.1万人
試案 (00年度)	70.0%	1.03倍	0.86万人	46.0%	27.3%	<u>38.8万人</u>	<u>21.2万人</u>	<u>12.6万人</u>
ケースB 法的処理のみ								
試案 (95-00年度平均)	70.0%	1.02倍	1.18万人	18.3%	28.9%	<u>60.2万人</u>	<u>33.0万人</u>	<u>18.5万人</u>
試案 (98-00年度平均)	74.7%	1.03倍	1.08万人	24.0%	29.4%	54.6万人	30.1万人	17.8万人
試案 (00年度)	70.0%	1.03倍	0.86万人	41.9%	27.3%	51.0万人	27.5万人	16.6万人

\* ( )内はSTEP 3～7までの試算に用いたデータの期間

# 不良債権最終処理に伴う雇用への影響(推計)

\* 数字は、ケースA-①(95-00年度平均)のものを例示

最終処理対象額(主要行) 2年間で 12.7兆円

STEP 1

対象額 12.7兆円を業種別にブレイクダウン

STEP 2

主要行からの借入  
金融機関借入全体  
(2000年度産業計 44.4%) を用いて、  
業種別に金融機関借入ベースに引き直すと、

対象企業金融機関借入額 28.5兆円

STEP 3

倒産企業金融機関借入額  
倒産企業負債総額  
(96-2000年度平均 70.0%) を用いて、  
業種別に企業負債総額ベースに引き直すと、

対象企業負債総額 41.7兆円

STEP 4

連鎖倒産を加味すると、

対象企業負債総額(連鎖倒産込) 42.8兆円

STEP 5

倒産企業従業員数  
負債1兆円当り従業員数 =  $\frac{\text{倒産企業従業員数}}{\text{倒産企業負債総額}}$  (95-2000年度平均 1.13万人)  
を用いて、業種別に倒産企業従業員数を算出すると、

倒産企業従業員数 61万人

STEP 6

清算型倒産では100%人員カット、再建型では35.3%人員カットすると、

総離職者数 54万人

STEP 7

労働力調査特別調査の中の、  
非自発離職者のうち転職した人、非労働力化した人、失業者となった人の比率  
を用いて、業種別に失業者を算出すると、

転職する人  
24万人

新たに発生する失業者数  
17万人

非労働力化する人  
13万人

## 具体的な計算例 (ケースA-① 《95-00年度平均》)

### STEP 1 最終処理対象額(主要行)を業種別にブレイクダウンする。

(a) 最終処理対象残高： 12.7兆円

	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
(b) リスク管理債権業種別 ウェイト(主要16行、 12/9月末)(%)	#N/A	13.8	5.6	13.3	8.4	29.0	1.1	20.6	8.2	100.0
(c) =(a)×(b) 最終処理対象残高 (業種別)(兆円)	#N/A	1.8	0.7	1.7	1.1	3.7	0.1	2.6	1.0	12.7

\* STEP 2、3では、最終処理によって処理される企業の負債総額を推計する。

### STEP 2 主要行からの借入比率を用いて、金融機関全体からの借入金額を推計する。

(d) 主要行からの借入比率(主要行貸出額/全金融機関貸出額)(%) (日本銀行「金融経済月報」より)										
	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計(平均)
2000年度(四半期 末平均)	#N/A	30.4	43.8	41.5	64.4	50.7	54.9	44.1	54.5	44.4

(e) =(c)/(d)×100 最終処理対象企業金融機関借入額(兆円)

	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
	#N/A	5.8	1.6	4.1	1.7	7.3	0.3	5.9	1.9	28.5

### STEP 3 金融機関借入額から倒産企業の負債総額を推計する。

(f) 金融機関借入比率(倒産企業金融機関借入額/倒産企業負債総額)(%) (帝国データバンク資料より)										
年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計(平均)
1995	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
1996	#N/A	62.4	63.5	54.2	57.4	88.4	47.7	73.1	59.9	63.2
1997	#N/A	51.5	64.2	56.8	55.7	78.0	54.6	81.0	64.2	62.8
1998	#N/A	50.2	56.5	62.2	87.7	84.4	73.7	85.0	72.1	75.8
1999	#N/A	63.1	69.4	60.3	99.0	92.8	56.3	62.1	60.7	78.2
2000	#N/A	60.2	68.0	51.1	94.9	78.6	62.9	69.5	74.2	70.0
96-00平均	#N/A	57.5	64.3	56.9	78.9	84.5	59.0	74.1	66.2	70.0
98-00平均	#N/A	57.8	64.6	57.9	93.8	85.3	64.3	72.2	69.0	74.7

(g) =(e)/(f)×100 最終処理対象企業負債総額(兆円)

	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
	#N/A	10.0	2.5	7.2	2.1	8.6	0.4	8.0	2.9	41.7

#### STEP 4 連鎖倒産企業の債務を勘案する。

(h) 連鎖倒産の影響度（業種別データがないため、全業種一律と仮定）

（試算方法は《別添》参照）

年度	総連鎖影響度(除くグループ企業)(倍)
1995	1.02
1996	1.02
1997	1.02
1998	1.02
1999	1.05
2000	1.03
95-00平均	1.02
98-00平均	1.03

(i) =(g)×(h) 最終処理対象企業負債総額(連鎖倒産込)(兆円)

	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
	#N/A	10.3	2.6	7.3	2.2	8.8	0.4	8.2	3.0	42.8

#### STEP 5 負債金額から倒産企業従業員数を推計する。

(j) 倒産企業負債額(兆円)(東京商工リサーチ資料より)

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス他		計
1995	0.05	0.81	0.95	1.23	3.25	1.27	0.10	0.97		8.63
1996	0.05	1.01	0.96	1.44	2.62	2.31	0.10	0.79		9.26
1997	0.06	2.57	1.20	2.70	3.28	1.90	0.16	2.66		14.52
1998	0.08	2.01	1.71	1.95	2.20	3.05	0.21	3.92		15.13
1999	0.04	1.32	1.11	1.77	1.69	3.85	0.20	1.31		11.29
2000	0.17	1.55	1.29	4.54	10.43	4.94	0.40	2.80		26.13
95-00平均	0.07	1.54	1.20	2.27	3.91	2.89	0.20	2.08		14.16
98-00平均	0.09	1.63	1.37	2.75	4.78	3.95	0.27	2.68		17.52

(k) 倒産企業負債総額+私の整理企業推計負債総額(兆円)

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス他		計
1995	0.05	0.89	0.95	1.23	4.16	1.27	0.10	0.97		9.63
1996	0.05	1.01	0.96	1.44	2.62	2.31	0.10	0.79		9.26
1997	0.06	2.57	1.20	2.70	3.28	1.90	0.16	2.66		14.52
1998	0.08	2.87	1.71	1.95	2.68	3.69	0.21	4.00		17.19
1999	0.04	2.14	1.21	3.20	1.69	3.85	0.20	1.31		13.64
2000	0.17	3.23	1.29	4.54	10.43	4.94	0.40	2.80		27.80
95-00平均	0.07	2.12	1.22	2.51	4.14	2.99	0.20	2.09		15.34
98-00平均	0.09	2.74	1.40	3.23	4.94	4.16	0.27	2.70		19.54

(l) 倒産企業従業員数(万人)(東京商工リサーチ資料より)

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス他		計
1995	0.13	2.53	3.61	3.06	0.11	0.28	0.57	1.34		11.62
1996	0.10	2.94	3.49	3.36	0.08	0.25	0.76	1.51		12.48
1997	0.14	4.44	3.95	4.18	0.37	0.28	0.84	2.13		16.34
1998	0.13	4.17	5.09	3.86	0.07	0.31	0.88	1.98		16.49
1999	0.11	3.89	3.65	3.72	0.06	0.41	0.99	1.66		14.49
2000	0.10	4.47	4.32	5.90	3.31	0.28	1.53	2.56		22.48
95-00平均	0.12	3.74	4.02	4.01	0.67	0.30	0.93	1.86		15.65
98-00平均	0.12	4.18	4.36	4.49	1.15	0.33	1.14	2.06		17.82

(m) 倒産企業従業員数+私の整理企業従業員数(万人)

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス他		計
1995	0.13	2.59	3.61	3.06	0.13	0.28	0.57	1.34		11.71
1996	0.10	2.94	3.49	3.36	0.08	0.25	0.76	1.51		12.48
1997	0.14	4.44	3.95	4.18	0.37	0.28	0.84	2.13		16.34
1998	0.13	4.86	5.09	3.86	0.09	0.51	0.88	2.02		17.44
1999	0.11	4.89	3.95	4.10	0.06	0.41	0.99	1.66		16.16
2000	0.10	6.00	4.32	5.90	3.31	0.28	1.53	2.56		24.00
95-00平均	0.12	4.29	4.07	4.08	0.67	0.33	0.93	1.87		16.36
98-00平均	0.12	5.25	4.45	4.62	1.15	0.40	1.14	2.08		19.20

(n) =(m)÷(k) 負債額1兆円当り倒産企業従業員数(万人)

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計(平均)
1995	2.43	2.90	3.82	2.48	0.03	0.22	5.42	1.38	1.38	1.22
1996	2.12	2.92	3.65	2.33	0.03	0.11	7.75	1.92	1.92	1.35
1997	2.30	1.73	3.30	1.55	0.11	0.15	5.16	0.80	0.80	1.12
1998	1.71	1.69	2.98	1.98	0.03	0.14	4.15	0.50	0.50	1.01
1999	3.10	2.29	3.26	1.28	0.03	0.11	4.83	1.26	1.26	1.19
2000	0.61	1.86	3.35	1.30	0.32	0.06	3.83	0.91	0.91	0.86
95-00平均	2.04	2.23	3.39	1.82	0.09	0.13	5.19	1.13	1.13	1.13
98-00平均	1.81	1.95	3.20	1.52	0.13	0.10	4.27	0.89	0.89	1.02

(o) =(i)×(n) 業種別推計倒産企業従業員数(万人)

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
1995	#N/A	29.8	9.9	18.2	0.1	1.9	2.4	11.3	4.1	77.7
1996	#N/A	30.1	9.5	17.1	0.1	0.9	3.4	15.7	5.7	82.4
1997	#N/A	17.8	8.5	11.3	0.2	1.3	2.3	6.6	2.4	50.5
1998	#N/A	17.4	7.7	14.5	0.1	1.2	1.8	4.1	1.5	48.4
1999	#N/A	23.6	8.4	9.4	0.1	1.0	2.1	10.4	3.7	58.6
2000	#N/A	19.1	8.7	9.5	0.7	0.5	1.7	7.5	2.7	50.4
95-00平均	#N/A	23.0	8.8	13.3	0.2	1.1	2.3	9.3	3.3	61.3
98-00平均	#N/A	20.0	8.3	11.1	0.3	0.9	1.9	7.3	2.6	52.5



**STEP 6 倒産形態別(再建型 or 清算型)に、離職者数を推計する。**

(p) 倒産に占める再建型比率(%) (従業員数ベース) (帝国データバンク資料より)

(p①) ①私的整理考慮

年度	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
1995	#N/A	5.7	11.8	10.6	43.5	10.4	12.2	11.7	2.5	10.4
1996	#N/A	4.2	12.2	17.5	25.2	2.7	1.6	15.5	8.9	11.4
1997	#N/A	15.6	14.5	16.3	73.8	8.6	5.1	21.3	5.3	16.8
1998	#N/A	27.8	29.0	8.2	17.8	50.6	14.2	20.5	6.0	22.1
1999	#N/A	28.0	20.8	23.7	21.2	28.3	16.4	18.2	10.1	23.3
2000	#N/A	37.6	26.7	42.4	99.2	13.8	42.1	31.8	8.2	46.0
95-00平均	#N/A	19.8	19.2	19.8	46.8	19.1	15.2	19.8	6.8	21.6
98-00平均	#N/A	31.2	25.5	24.8	46.1	30.9	24.2	23.5	8.1	30.4

(p②) ②法的整理のみ

年度	1次産業	建設業	製造業	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
1995	#N/A	3.2	11.8	10.6	26.1	10.4	12.2	11.7	2.5	9.6
1996	#N/A	4.2	12.2	17.5	25.2	2.7	1.6	15.5	8.9	11.4
1997	#N/A	15.6	14.5	16.3	73.8	8.6	5.1	21.3	5.3	16.8
1998	#N/A	13.8	29.0	8.2	0.0	8.7	14.2	18.5	6.0	17.1
1999	#N/A	5.9	13.3	15.2	21.2	28.3	16.4	18.2	10.1	13.0
2000	#N/A	12.4	26.7	42.4	99.2	13.8	42.1	31.8	8.2	41.9
95-00平均	#N/A	9.2	17.9	18.4	40.9	12.1	15.2	19.5	6.8	18.3
98-00平均	#N/A	10.7	23.0	21.9	40.2	16.9	24.2	22.8	8.1	24.0

(q) 人員カット率: 再建型 35.3% 清算型 100%

(人員カット率の求め方は備考参照)

(r) = (o) × {(p①) × 35.3% + (100% - p①) × 100%}

推計総離職者数(連鎖倒産込)(万人)										
	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
	#N/A	20.0	7.7	11.6	0.1	1.0	2.1	8.1	3.2	53.8

**STEP 7 失業者、転職者、非労働力人口の人数を推計する。**

(s) 失業化比率(%)(総務省「労働力調査特別調査」より)

年	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計(平均)
1995	5.3	28.9	33.1	27.1	20.4	20.4	33.7	26.2	28.9	28.9
1996	26.5	31.9	32.4	26.2	27.5	27.5	23.0	25.2	27.9	27.9
1997	11.0	32.8	33.1	27.5	22.1	22.1	24.7	19.6	28.4	28.4
1998	20.8	36.0	37.3	29.0	22.1	22.1	34.2	23.4	31.7	31.7
1999	20.1	33.0	37.6	28.8	32.3	32.3	43.9	30.6	29.1	29.1
2000	17.7	32.6	43.0	32.0	31.1	31.1	28.5	24.3	27.3	27.3
95-00平均	16.9	32.6	36.1	28.4	25.9	25.9	31.3	24.9	28.9	28.9
98-00平均	19.5	33.9	39.3	29.9	28.5	28.5	35.5	26.1	29.4	29.4

(t) 非労働力化比率(%)(総務省「労働力調査特別調査」より)

年	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計(平均)
1995	55.5	25.7	23.9	26.9	22.6	22.6	31.5	35.1	30.7	30.7
1996	51.3	21.7	23.8	24.8	32.0	32.0	35.8	33.1	26.4	26.4
1997	62.4	18.7	28.2	20.9	13.8	13.8	26.8	38.3	29.4	29.4
1998	43.1	18.4	25.4	23.2	25.4	25.4	24.5	29.5	24.6	24.6
1999	39.6	21.6	27.2	25.4	20.8	20.8	17.6	27.6	33.0	33.0
2000	49.7	18.3	21.3	21.5	26.0	26.0	32.2	28.6	26.7	26.7
95-00平均	50.3	20.7	25.0	23.8	23.4	23.4	28.1	32.0	28.5	28.5
98-00平均	44.1	19.4	24.6	23.4	24.1	24.1	24.8	28.6	28.1	28.1

(u) 転職比率(%)(総務省「労働力調査特別調査」より)

年	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計(平均)
1995	39.2	45.3	43.0	46.0	57.0	57.0	34.8	38.7	40.3	40.3
1996	22.2	46.4	43.8	49.0	40.5	40.5	41.2	41.7	45.7	45.7
1997	26.6	48.5	38.7	51.7	64.1	64.1	48.5	42.0	42.2	42.2
1998	36.2	45.6	37.2	47.8	52.5	52.5	41.3	47.1	43.7	43.7
1999	40.3	45.4	35.2	45.8	46.9	46.9	38.6	41.8	37.9	37.9
2000	32.6	49.0	35.7	46.5	42.9	42.9	39.3	47.1	46.0	46.0
95-00平均	32.8	46.7	38.9	47.8	50.7	50.7	40.6	43.1	42.6	42.6
98-00平均	36.3	46.7	36.0	46.7	47.4	47.4	39.7	45.3	42.5	42.5

	1次産業	建設	製造	卸小売	金融保険	不動産	運輸通信	サービス	その他	計
(v) = (r) × (s) 新たに発生する失業者数(万人)	#N/A	6.5	2.8	3.3	0.0	0.3	0.6	2.0	0.9	16.5
(w) = (r) × (t) 非労働力化する人数(万人)	#N/A	4.2	1.9	2.8	0.0	0.2	0.6	2.6	0.9	13.2
(x) = (r) × (u) 転職者数(万人)	#N/A	9.4	3.0	5.6	0.1	0.5	0.8	3.5	1.4	24.2

## 連鎖倒産の影響度

\* 上場企業9社の倒産について、本体の負債額と連鎖倒産したグループ企業、取引先企業の負債額をみると、

(i):連鎖倒産負債額/本体負債額(含むグループ企業)	0.30
(ii):連鎖倒産負債額/本体負債額(除くグループ企業)	0.03
(iii)=(ii)/(i)	0.10

\* 負債金額ベースでの連鎖倒産の影響度(帝国データバンク資料より作成)

年度	倒産企業負債金額			(vi)=(iv)/(v)	(vii)=(iv)×(iii)	(viii)=1+(vii)
	(iv) 連鎖倒産 (百万円)	(v) 連鎖倒産以外 (百万円)	計 (百万円)			
1995	1,107,102	7,309,124	8,416,226	0.15	0.02	1.02
1996	1,643,350	7,546,030	9,189,380	0.22	0.02	1.02
1997	2,578,140	12,542,174	15,120,314	0.21	0.02	1.02
1998	2,496,861	12,685,162	15,182,023	0.20	0.02	1.02
1999	3,585,358	7,675,741	11,261,099	0.47	0.05	1.05
2000	5,299,424	20,681,782	25,981,206	0.26	0.03	1.03
計	16,710,235	68,440,013	85,150,248			

・(iv)、(v)については、グループ企業の連鎖倒産を含む。

## <備考>

### (STEP 2)

1. 主要行貸出額とは、都市銀行、信託銀行、長期信用銀行、国内銀行信託勘定の法人向け貸出額の合計を指す。
2. 全金融機関貸出額とは、民間金融機関貸出額、政府系金融機関貸出額、その他金融機関貸出額の合計を指す。
3. 民間金融機関貸出額とは、主要行貸出額に地方銀行、地方銀行 II、信用金庫の法人向け貸出額を加えたもの。
4. 政府系金融機関貸出額とは、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業総合事業団中小企業信用保険部門、沖縄振興開発金融公庫の貸出額を加えたもの。国際協力銀行、住宅金融公庫の貸出は含まない。
5. その他金融機関貸出額とは、農林中金、商工中金、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、信用農業共同組合連合会の法人（含む金融）向け貸出額を加えたもの。

### (STEP 3)

1. 倒産企業金融機関借入額及び倒産企業負債総額は帝国データバンク資料による。
2. 1995年以前は業種別データが無いため、ケース A - 、B - については、1996～2000年度の平均値を使用している。

### (STEP 5)

1. 私的整理（債権放棄）対象企業の数値は、債権放棄合意額、負債総額及び従業員数が新聞等でわかる債権放棄対象企業 12社についてはそのまま加えた。債権放棄合意額のみがわかる債権放棄対象企業 11社については、上記 12社の負債総額に占める債権放棄額比率の平均値を用いて負債額を推計、さらに過去の倒産事例から従業員数を推計し、加えた。
2. 倒産負債額、倒産企業従業員数のデータは、サービス業とその他を合計した分類である「サービス他」の数値しかないため、負債額 1兆円当り倒産企業従業員数については、サービス業、その他業種とも「サービス他」の数値を用いて試算した。

### (STEP 6)

1. 人員カット率は、ケース B（法的処理のみ）については、再建計画が新聞等で公表されている再建型倒産企業 6社について従業員削減数を調べ、6社の平均（38.5%）を使用した。ケース A（私的整理を考慮）については、同様に私的整理（債権放棄）企業 12社の人員カット率を調べ（平均 21.5%）、再建型倒産企業と私的整理（債権放棄）企業の負債残高でウェイト付けし、平均人員カット率を算出した。

### (STEP 7)

1. 失業率、非労働力化率、転職率については、総務省「労働力調査特別調査」による。各年 2月の調査における、1年以内に非自発的理由により離職した人のうち、失業化、非労働力化、転職している人の比率を利用している。
2. 2000年の平均失業期間は、労働力調査特別調査（2000年 2月調査）より算出すると、全産業で 1.65年となる。同調査では、アンケート時における失業期間について 1ヶ月未満、1ヶ月以上 3ヶ月未満というように集計がなされており、各期間の中央値を失業期間とみなして（2年以上については 3年と仮定）平均値を算出。さらに、同調査における失業期間は失業途中の者に現在までの失業期間を尋ねたものであることから、その数値に 2 を乗ずることで、失業してから再就職もしくは非労働化するまでの平均失業期間を算出した。